

改正育児・介護休業法及び

フリーランス法等説明会を開催します

令和6年5月に育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年4月から段階的に施行されます。神奈川労働局では、以下日程で説明会を開催し、法改正の概要及び就業規則の改訂のポイントをご案内させていただきます。

また、令和6年11月1日から施行されたフリーランス法についてもご案内いたします。

開催日時

★**無料**ですのでお気軽にご参加ください！

	日時	方式	定員
①	令和7年1月21日（火）午前10時～12時	対面	100名
②	令和7年1月21日（火）午後1時30分～3時30分	対面	100名
③	令和7年1月22日（水）午前10時～12時	対面	100名
④	令和7年1月22日（水）午後1時30分～3時30分	対面	100名
⑤	令和7年1月23日（木）午前10時～12時	オンライン	480名

- ・対面方式の会場は 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 共用第1会議室
- ・オンライン方式はZoomウェビナーを使用します

説明内容

- ・育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正について
- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法について
- ・神奈川働き方改革推進支援センターのご利用について



申込方法

- ・12月23日（月）午前10時より受付開始（**予約制、先着順**）
- ・神奈川労働局ホームページよりWeb申込のみ。詳しくは裏面を参照ください。

問い合わせ先 神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

電話 045-211-7380

※受付はWeb申込に限りますのでご承知おき願います

★ 説明会 申込方法 ★

1. 申込の前に以下を確認ください

- ・希望の日時を選定（1社につき参加は1回かつ1名まで、オンラインは1回線までとさせていただきます）
- ・メールアドレスの準備（申込完了メールを配信しますので、受信拒否設定等をしている場合以下のドメインからのメールを受信許可してください）
@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp

2. 神奈川県労働局〈改正育児・介護休業法〉特設ページにアクセス

神奈川県労働局 改正育児・介護休業法

検索



〈改正育児・介護休業法〉特設ページ【指導課】

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正法が令和7年4月から段階的に施行されます

[改正育児・介護休業法に関する特別相談窓口を開設しました](#)

育児・介護休業法に関する相談は、改正法の内容以外でも承ります。

説明会情報

日時が決定次第こちらに掲載します。（令和6年秋以降の予定）

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/ikujikaigo_kyuugyou_202112.html

- ・ページ上部「説明会情報」に申込フォームのリンクを掲載します
- ・申込フォームは、受付開始時刻（12月23日（月）午前10時）まで入力できないようになっています

3. 申込フォームへ入力し、送信



[トップページ](#)

労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト

文字サイズの変更

会社名、電話番号、メールアドレス等を入力いただきます

4. 申込完了メールを受信

- ・対面方式（会場①～④）の場合 当日メールをプリントしたものをお持ちください
- ・オンライン方式（会場⑤）の場合 メールにウェビナーID、パスコードを記載しますので大切に保管してください